

消 食 表 第 314 号
平成 24 年 7 月 25 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 様

消 費 者 庁 長 官

食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令及び食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について

食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号。以下「表示基準府令」という。）の一部が平成 24 年 7 月 25 日内閣府令第 51 号をもって改正され、また、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 46 号。以下「乳等表示基準府令」という。）の一部が平成 24 年 7 月 25 日内閣府令第 52 号をもって改正され、ともに平成 24 年 8 月 1 日から施行されることとなりました。

その概要は下記のとおりですので、適切に運用されるようお願いいたします。

また、当該改正の内容について、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

第 1 改正の要旨

今般、厚生労働省において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正され、食品中の放

放射性物質の規格基準が設定されたところである。

当該乳等省令及び規格基準告示において定められたいわゆる乳児用食品(以下単に「乳児用食品」という。)は、それぞれ、その省令及び告示中に「乳児の飲食に供することを目的として販売する乳等省令第 2 条第 12 項に規定する乳製品(以下「乳製品」という。)

(乳飲料を除く。)並びに乳及び乳製品を主要原料とする食品」及び「乳児の飲食に供することを目的として販売する食品(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号)第 2 条第 1 項に規定する乳及び同条第 12 項に規定する乳製品並びにこれらを主要原料とする食品(以下この表において「乳等」という。))であって、乳児の飲食に供することを目的として販売するものを除く。)」と規定されたところである。

これを踏まえて、表示基準府令及び乳等表示基準府令の一部を改正し、乳児用食品の表示基準を設ける措置を講じるものである。

第 2 改正の内容

1 表示基準府令の一部を改正する内閣府令

(1) 乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示(表示基準府令第 1 条第 2 項第 45 号関係)

乳児用食品の規格基準が適用される食品(以下「乳児用規格適用食品」という。)にあっては、乳児用規格適用食品である旨を表示することとしたこと。

(2) 省略規定(表示基準府令第 20 条関係)

乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにおいて、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができることとしたこと。

(3) 紛らわしい表示の禁止規定(表示基準府令第 1 条第 8 項関係)

乳児用規格適用食品以外の食品にあっては、乳児用規格適用食品である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないこととしたこと。

2 乳等表示基準府令の一部を改正する内閣府令

乳児用規格適用食品の表示の基準について、乳等表示基準府令に定めるもののほか、表示基準府令の適用がある食品として、乳児用規格適用食品を追加することとしたこと(乳等表示基準府令第 1 条関係)。

第 3 施行期日等

1 施行期日

これらの改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から施行されること。ただし、改正後の

表示基準府令第 1 条第 8 項に規定する紛らわしい表示の禁止規定は、平成 25 年 1 月 1 日から施行されること。

2 経過措置

平成 25 年 12 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入される乳児用規格適用食品の表示については、改正後の表示基準府令第 1 条第 2 項第 45 号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものであること。

ただし、平成 25 年 12 月 31 日以前に製造され、加工され、又は輸入されるものであっても、可能な限り速やかに表示を行うよう努めること。

第 4 運用上の注意

(1) 表示基準の対象について

本表示基準の対象となる乳児用食品の範囲は、規格基準において規定された「乳児用食品」の対象である食品と同じであり、したがって、「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法等に準じて「1 歳未満」をその対象とするものであること。

(2) 「乳児用規格適用食品」である旨の表示について

「乳児用規格適用食品」である旨の表示は、原則的には「乳児用規格適用食品」と表示することとするが、「本品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」、「乳児用規格適用」などの表示も使用可能であること。

(3) 省略規定について

乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略できることとしたところであるが、本規定の対象となる食品は、以下の食品であること。なお、以下の食品はすべて、いわゆる粉ミルクである。

- ① （健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途食品の）乳児用調製粉乳
- ② （健康増進法第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途食品の病者用食品のうち）アレルギー除去食品及び無乳糖食品のうち、乳児（1 歳未満）を対象としたいわゆる粉ミルク
- ③ （乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 2 条第 37 項に規定する）調製粉乳

(4) 紛らわしい表示の禁止規定について

消費者が商品を選択する際に、乳児用規格適用食品でないものを乳児用規格適用食品であると誤認することを防止する必要があることから、乳児用規格適用食品以外の食品にあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を付したり、これと紛らわしい表示を付することを禁止する規定を設けることとしたものであるが、乳児用規格適用食品と紛らわしい表示の例としては、乳児用規格の対象でない食品に「乳幼児用規格適用食品」や「乳児用規格適合食品」などの表示をすることが考えられる。

なお、例えば、「ベビー○○○」（「小さい（食品）」という趣旨で「ベビー」という用語を使用している場合。）や「こども○○○」等の表記が付された食品であっても、対象年齢が1歳以上であることが社会通念上明らかな食品については、この表記のみをもって、直ちに乳児用規格適用食品と紛らわしい表示とみなされることはないこと。